

平成27年1月より

高額療養費制度が見直されます

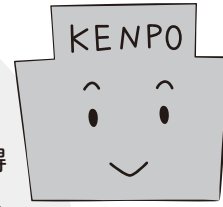
高額療養費制度とは

健康保険には、医療費が高額になって、自己負担額が上限を超えたとき、払い戻しを受けられる制度があります。これが「高額療養費制度」です。つまり、医療費がどんなに高額*になっても、1ヵ月当たりの自己負担額は、決められた額を超えないしくみになっています。

*健康保険適用分のみ。

改正のポイントは

現在、1ヵ月当たりの上限額は所得によって3区分に分かれていますが、見直し後は、低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求めるといった観点から、**所得区分を3区分から5区分にし、きめ細かい自己負担限度額が設定されます(70歳未満)**。



医療費の払い戻し区分が変わります!



現行

区分	1ヵ月当たりの自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額53万円以上	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得者(住民税非課税者)	35,400円	24,600円

見直し後
(平成27年1月より)

区分	1ヵ月当たりの自己負担限度額	多数該当
A 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
B 53万円~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
C 28万円~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
D 26万円以下	57,600円	44,400円
E 低所得者(住民税非課税者)	35,400円	24,600円

※多数該当…高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12ヵ月間で3月以上あったとき、4月目から自己負担限度額が引き下げられます。
※食事代や、差額ベッド代など保険適用とならないものは対象外です。
※通院と入院は別々の扱いとなります。

窓口負担はどうなる?

A・Bに該当する方 → **増える**
C・Dに該当する方 → **増減なし**
Eに該当する方 → **減る**

*但し、当健保組合には付加給付制度がありますので、最終的には区分**A・B**の方は50,000円、それ以外の方は25,000円までの負担で済みます。

医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」の申請を!

医療費が高額になったとき、払い戻しを受けられる「高額療養費制度」ですが、上限額を超えた分が払い戻されるまでには時間がかかります。そんなときに便利なのが「**限度額適用認定証**」。「**限度額適用認定証**」は、最初から窓口での支払いを、上限額までに行える証明書です。入院前や、通院で抗がん剤治療を受けるときなど、医療費が高額になりそうなきには、ぜひご利用ください。

※高額な医療費が発生してからも申請できますが、申請書受付月より前の月の分は適用されません。通常通り、後日払い戻しとなります。

限度額適用認定証の申請・高額療養費制度についてのお問い合わせ TEL03-5629-3537(鉄道電話3582)